

資料9-1-2

改革工程表（金融庁関連部分）

分野名	改革の理念(考え方)	
不良債権処理	以下の施策を緊急に講ずることにより、不良債権処理を強化するとともに、金融の活性化を図る。これと同時に、他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には不良債権問題の正常化を図る。	
I 9月末までに措置	<p>具体的政策の内容</p> <p>○企業再生円滑化の環境整備に向け、民間主導による検討の場である「私的整理に関するガイドライン研究会」が9月19日に「私的整理に関するガイドライン」を策定、公表した。          (資金供給の円滑化)          ・民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めるよう要請する(特別保証の償還期限の取扱いを含む)。          ・公的資金による資本注入を受けた銀行については、経営健全化計画に沿って健全かつ責任ある経営と適切な貸出がなされるよう厳正なフォローアップを行う。          (銀行の健全性確保のための迅速かつ厳格な処理)          ・主要行に対する検査を抜本的に強化し、これまで2年に一回程度実施してきた包括検査を年一回とともに、フォローアップ検査を半期毎に実施することにより、不良債権の的確な把握に努める。          ・要注意先の上場企業について十分な引当を確保するため、主要行に対し、市場のシグナルをタイムリーに反映した行内格付等を行うとともに、最近の貸倒、倒産等の趨勢も勘案することを要請する。          ・主要行に対し、四半期毎に経営情報を開示する体制をできる限り早期に整備することを求める。          (オーバランス化にあたっての配慮)          ○主要行の破綻懸念先以下の債権のオーバランス化に際し、以下の点に十分留意するよう改めて要請する。          ・債務者企業の再建可能性を的確に見極め、再建可能な企業については、極力、再生の方向で取組む。          ・中小企業については、その特性も十分に考慮し、再生可能性、健全債権化について、キメ細かく的確な判断を行う。          ・債務者企業の取引先である健全な中小企業の連鎖的な破綻を招かないよう十分に配意する。          (RCC等による不良債権処理と企業再建)          ・RCCの信託方式による不良債権の引受けについては、8月31日に信託兼當が認可され、9月10日に営業を開始。また、不良債権の担保不動産の証券化を進め、9月末までに第1号案件の証券発行を行う。          ・RCCに対し、大企業はもちろん、中小企業の再建にも積極的に取り組むよう要請する。          ・日本政策投資銀行、民間投資家、RCC等に対し、企業再建のためのファンドを設立し、またはこれに参加するよう要請する。(ファンドは、厳格な再建計画が策定された企業の株式(債務の株式化により銀行等が取得したもの)等を買い取り、再建計画の実現を図ることを目的とする。)</p>	関係府省

II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算		
(B)法改正		
②その他で措置	<p>○不良債権問題全体の改善状況について、オフサイト・モニタリング・システムを活用し、新たな指標等も参考にしつつ、新規発生状況を含め的確に把握するとともに、定期的にオーバランス化の進捗状況について厳格に点検する。</p> <p>(銀行の健全性確保のための迅速かつ厳格な処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査を主要行の自己査定期間中に実施することにより、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分及び償却・引当を確保する。その際、オフサイト・モニタリング・システムを活用することにより、効果的な検査の実施を図る。また、外部監査人との共同作業により、次期決算期における的確な決算処理を確保する。</li> <li>・上記の特別検査で破綻懸念先に区分されるに至った債務者については、速やかに、(i)私的整理ガイドライン等による徹底的な再建計画策定、(ii)民事再生法等の法的手続きによる会社再建、(iii)RCCなどへの債権売却等、のいずれかの措置を講ずることを求める。</li> </ul> <p>(RCC等による不良債権処理と企業再建)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険機構・RCCは、不良債権の買取りについて、価格決定方式を弾力化の上、15年度末までに集中的に実施するとともに、企業再建に積極的に取り組む。</li> <li>・RCCによる企業再建を円滑化するため、再建中の所要資金について日本政策投資銀行等の融資等の活用を図る。</li> </ul>	金融庁
(2)14年度中に措置	・平成14年秋の臨時国会に会社更生法の改正法案(倒産実体法部分を除く)を提出する。	金融庁 財務省 法務省 関係府省
(3)15年度以降に措置	・関係府省の協力を得ることにより、当初の予定を繰り上げ、平成15年中を目途に破産法、会社更生法及び民事再生法の改正法案(倒産実体法部分等(罰則に係る改正法案を含む。))を提出する。	法務省 関係府省
備考		

(各分野に共通する注)

1. III(1)①(A)「14年度予算」欄については、今後の予算編成過程で変更となる場合がある。
2. IIIの欄に「臨時国会」とあるのは、臨時国会が開会される場合である。